

森林における鳥獣害対策について

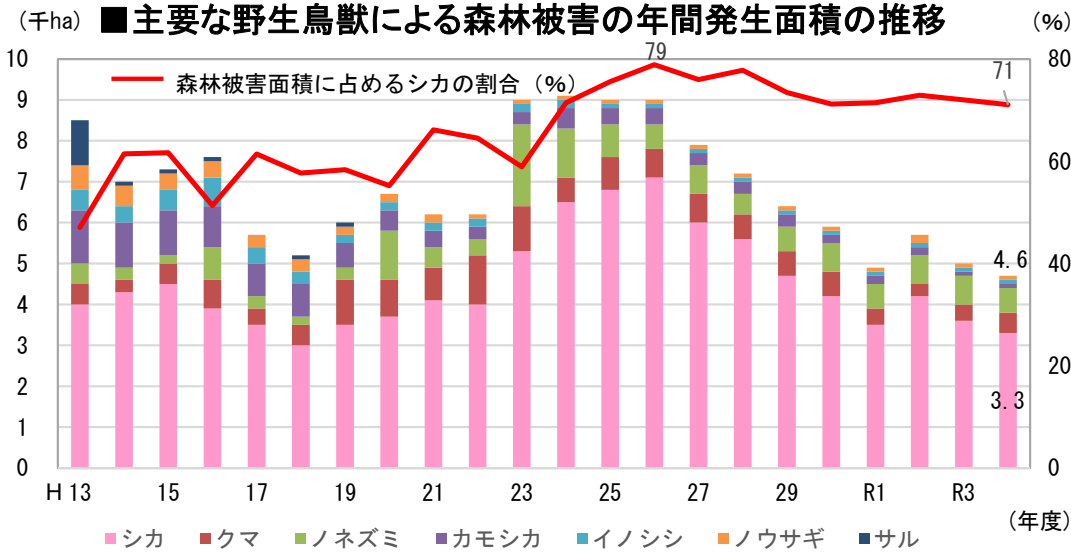
令和5年11月

林野庁

1 森林被害等の現状

(1) 森林における鳥獣害の現状

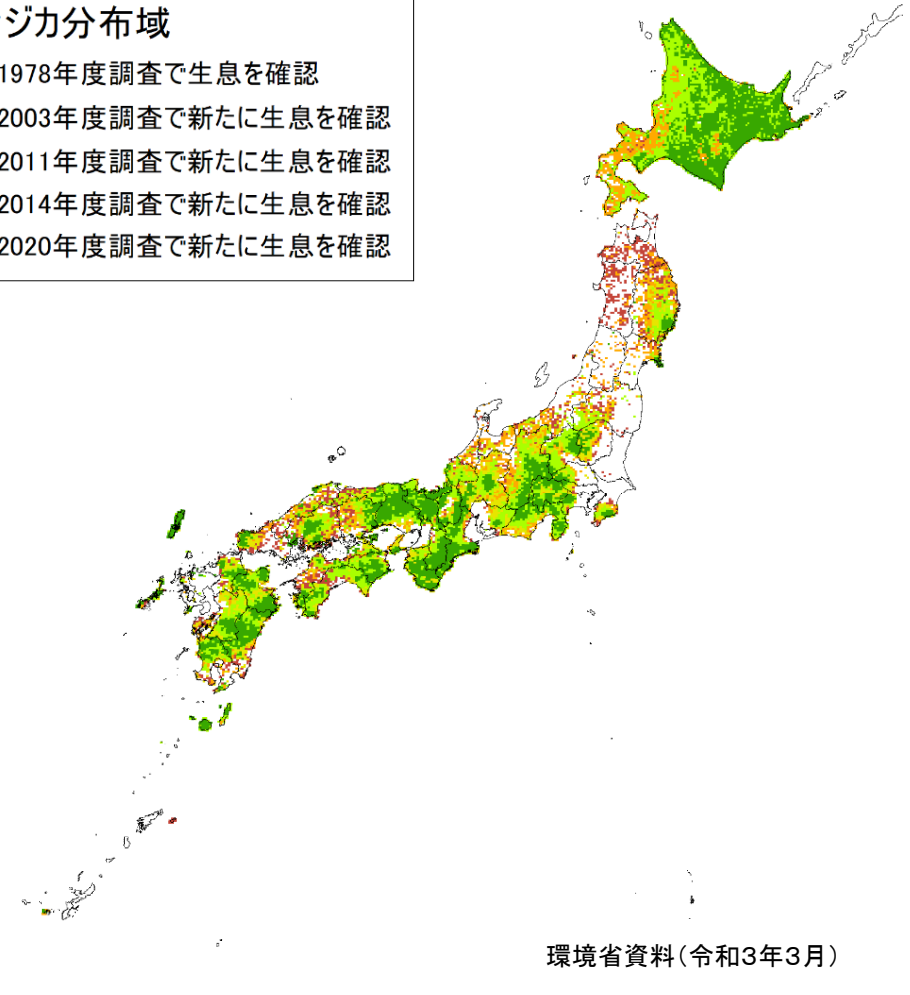
- 近年、野生鳥獣による森林被害発生面積は減少傾向にあるものの、長期にわたるシカの生息数の増加及び生息域の拡大により森林の被害は深刻な状況にあり、全国の森林の約3割でシカによる被害が確認。
- 令和4年度のシカ被害発生面積は約3.3千ヘクタールで、野生鳥獣による森林被害の約7割を占めるとともに、シカの生息分布は1978年以降大きく拡大しており、2014年までの36年間で分布域が約2.5倍に拡大するなど、深刻な状況。



■ ニホンジカ 全国生息分布メッシュ比較図

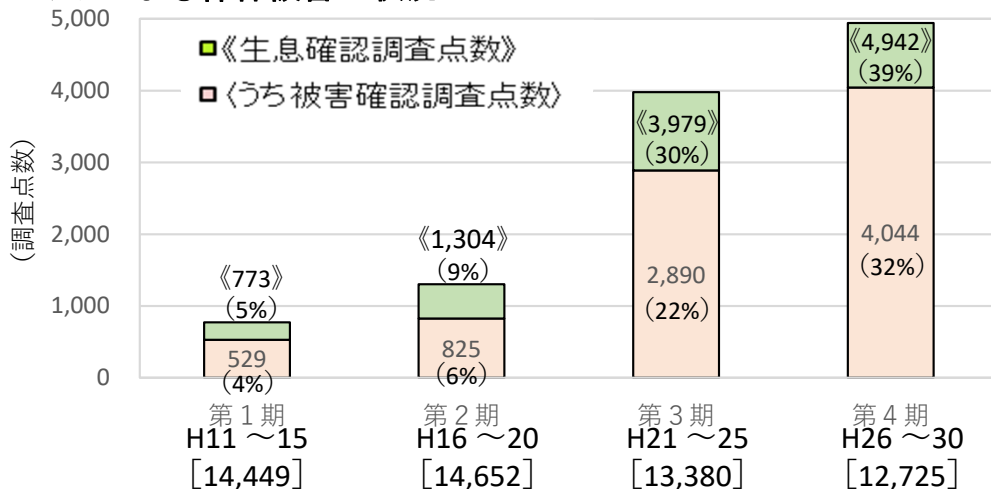
ニホンジカ分布域

- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認



環境省資料(令和3年3月)

■ シカによる森林被害の状況



注1: 第3期、第4期は、第1期、第2期と調査方法が違うため比較できないことに留意。

注2: []は総調査点数、()は総調査点数に対する割合。

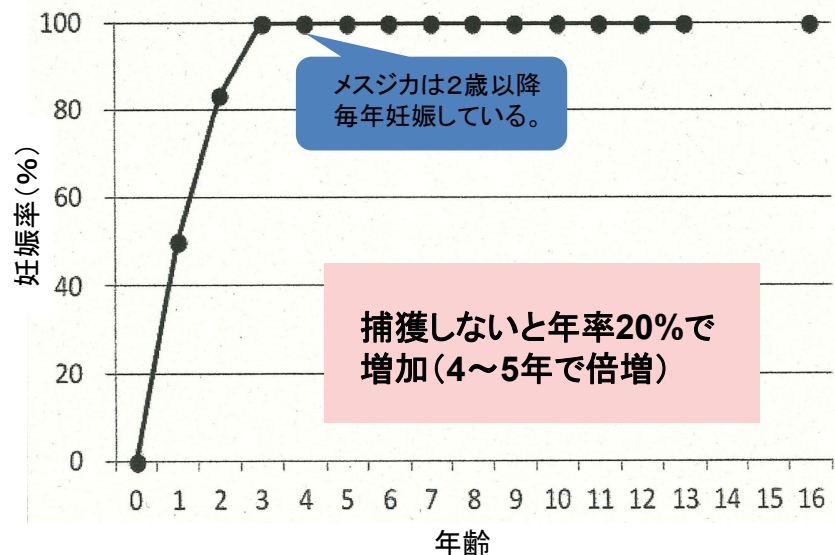
出典: 森林生態系多様性基礎調査

(2) シカ個体数の推移

- シカは繁殖力が高く、捕獲しないと年率約20%で増加し、4～5年で個体数は倍増。
- 環境省の推計では、北海道を除く本州以南には令和3年度末で約222万頭(中央値)のシカが生息(※)。
- シカの推定個体数は、平成26年度以降減少傾向が継続しているが、平成初頭に比べると依然として高い水準で推移。

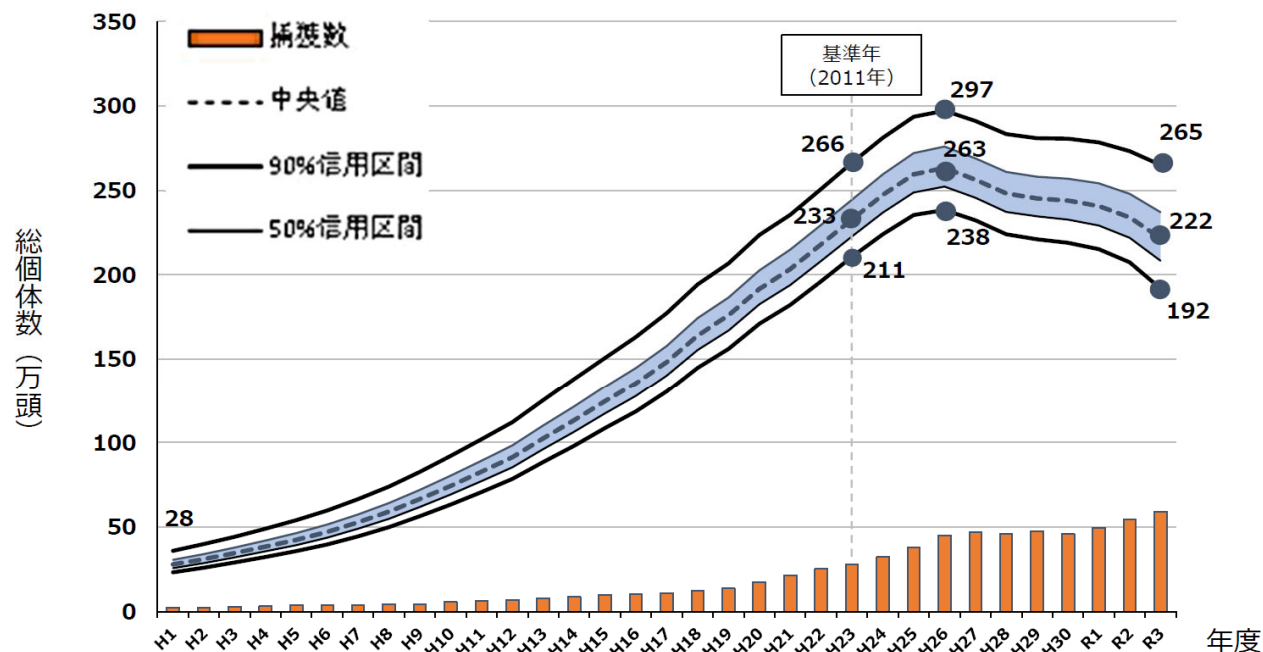
(※) 北海道については、北海道庁が独自に個体数を推定しており、令和3(2021)年度の推定個体数は東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3～20万頭と推定。

■ 静岡県富士地域における齢別妊娠率



※ 静岡森林管理署シャープシューティング調査結果より作成

■ 統計手法によるニホンジカの個体数推定(北海道を除く)



※ 令和3(2021)年度の自然増加率の推定値は、中央値1.20(90%信用区間: 1.17-1.23)

※ 令和3(2021)年度の北海道の推定個体数は、東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3～20万頭(北海道資料)

環境省資料(令和5年4月)

(3) シカによる影響・被害1

植栽木への食害



北海道
胆振地域 連続した枝葉の食害により盆栽状になったカラマツの植栽木



山梨県
富士山周辺 シカの剥皮による植栽木(幼齢木)の枯損



静岡県
富士山周辺 シカの食害を受け成林が見込めないヒノキ新植地

シカによる樹皮剥ぎ



北海道
知床 エゾシカによる広葉樹の樹皮食害



長野県
東信地域 カラマツ人工林におけるシカの剥皮害



滋賀県
霊仙山周辺 スギ人工林におけるシカの剥皮害

(4) シカによる影響・被害2

下層植生の衰退



神奈川県 丹沢地域 ヒノキ人工林におけるシカの食害による下層植生の消失



三重県 雲出川上流域 天然林におけるシカの食害による下層植生の消失(一部表層崩壊)



和歌山県 護摩壇山周辺 シカの食害により下層植生がアセビに単一化

食害による裸地化



福井県 嶺南地域 風衝地(以前はチシマザサ等が植生)におけるシカの食害による裸地化



高知県 三嶺周辺 シカの食害によりミヤマクマザサが枯死し、裸地化(防護柵内のみ植生が残っている)

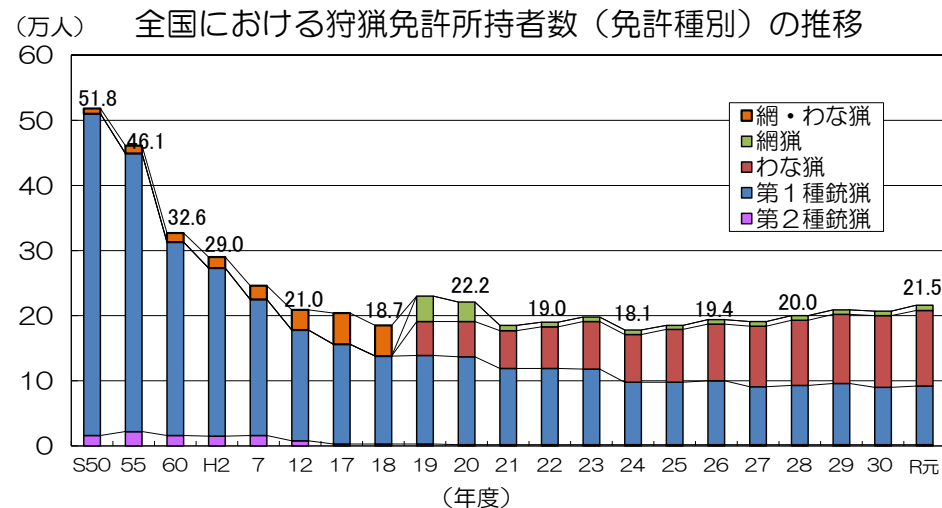
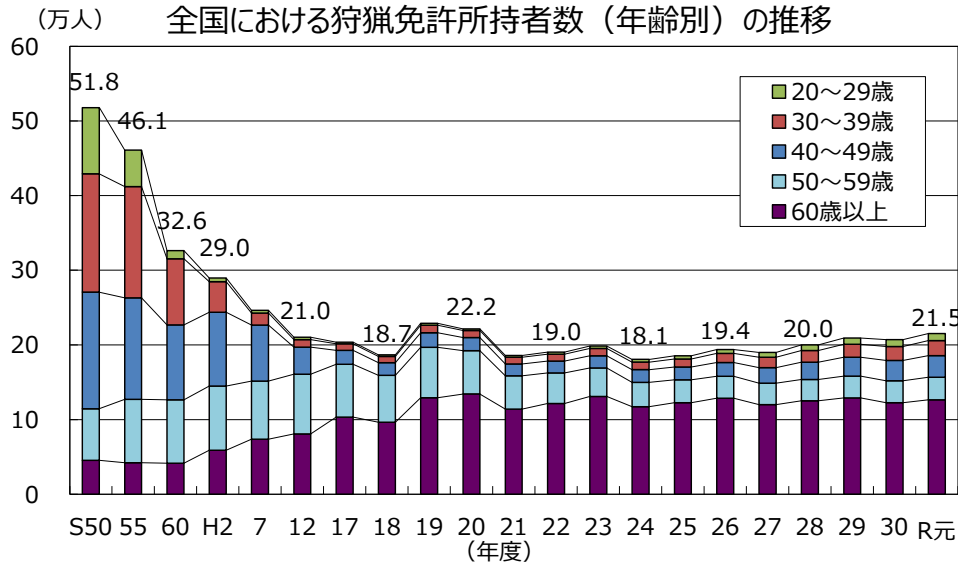


長崎県 対馬 シカ食害による土壌流出

(参考) 狩猟者と鳥獣被害対策実施隊の現状

- 狩猟者の減少、高齢化が急速に進む中、わな猟の免許所持者が増加している。
- 鳥獣被害防止特措法に基づき被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数は令和4年4月末時点で1,234であり、増加している。

○ 狩猟免許所持者数の推移(環境省資料)

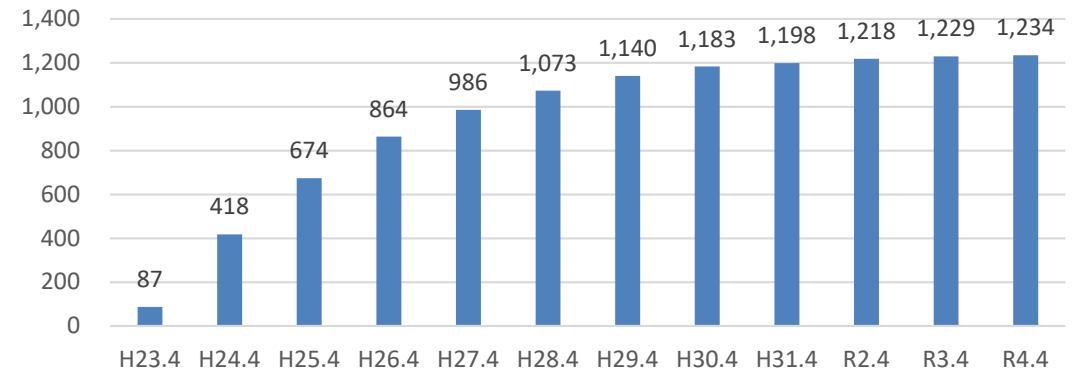


○ 鳥獣被害対策実施隊の概要



捕獲活動

柵の設置



実施隊を設置する市町村数の推移

(都道府県からの報告による)

主なメリット措置

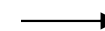
主として捕獲に従事する隊員



狩猟税は非課税

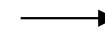
〈狩猟者(散弾銃等)
16,500円→0円〉

民間の隊員(非常勤の公務員)



公務災害が適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除

※ 非常勤の実実施隊員の報酬や保障措置は、各市町村が条例で定める。

2 各省連携した抜本的な鳥獣捕獲強化対策

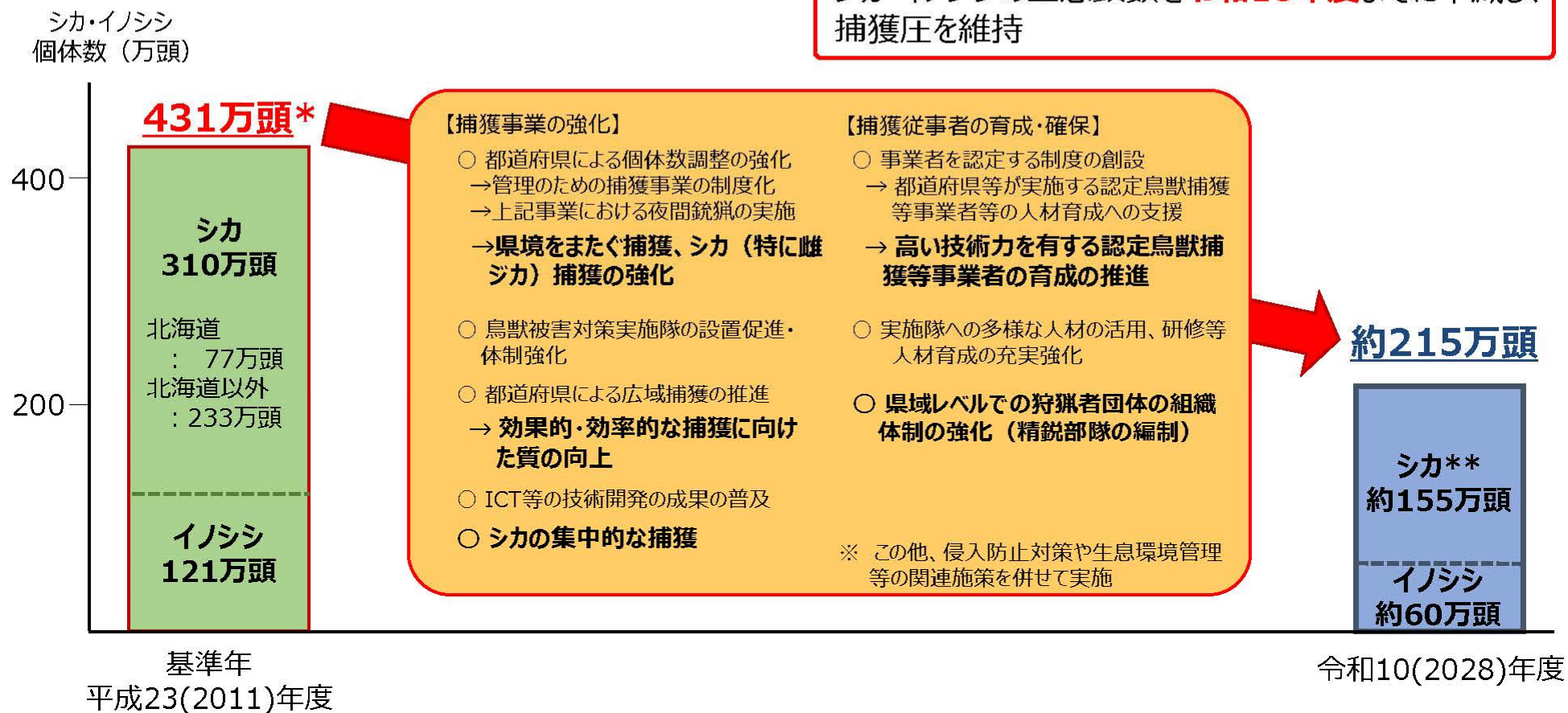
シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、
 - ① **シカ**は、**令和10年度までに**、生息頭数の**平成23年度水準からの半減**を目指す。
 - ② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度までに半減**し、**捕獲圧を維持**



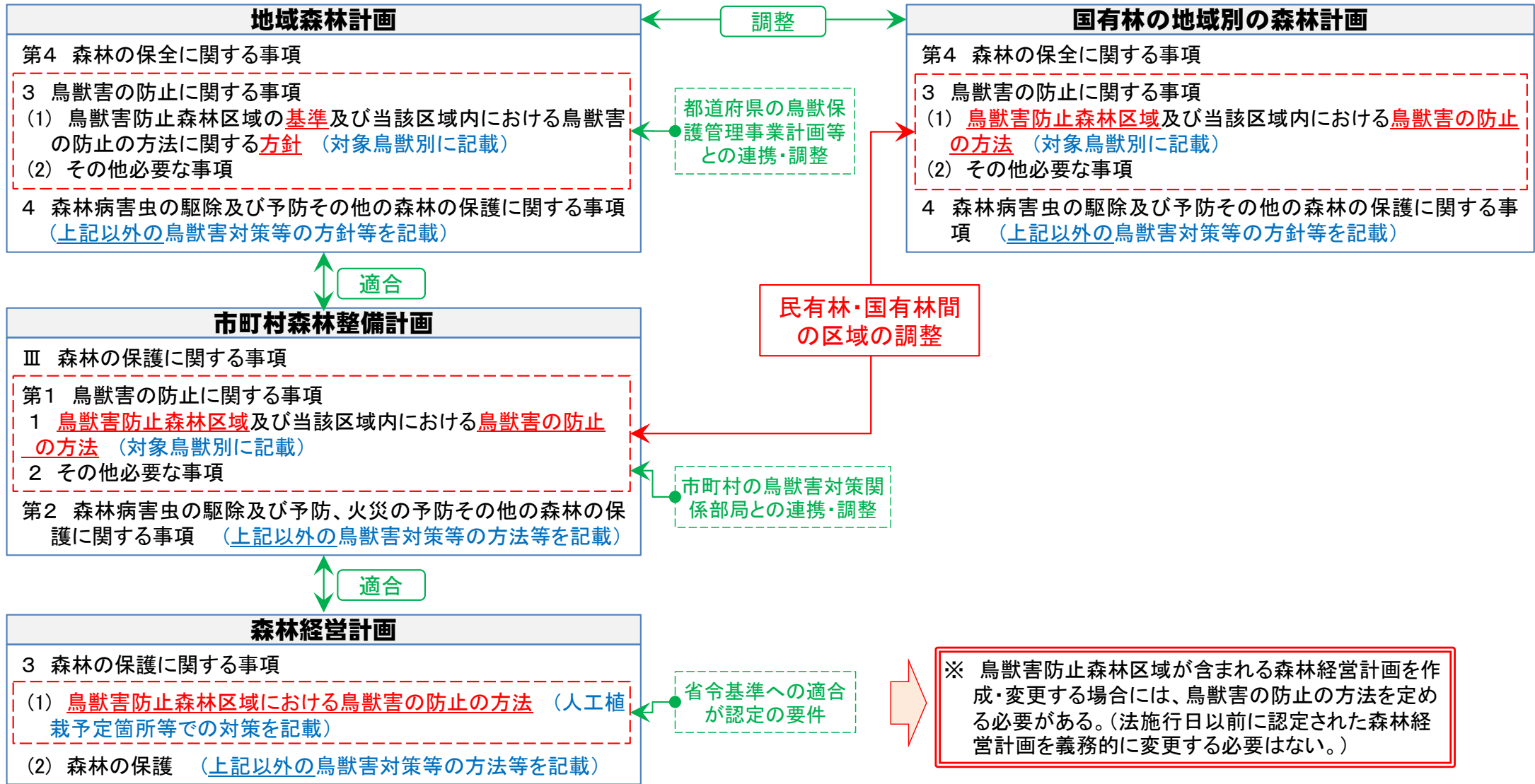
*環境省における令和4年度の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

3 鳥獣害防止に向けた森林計画制度

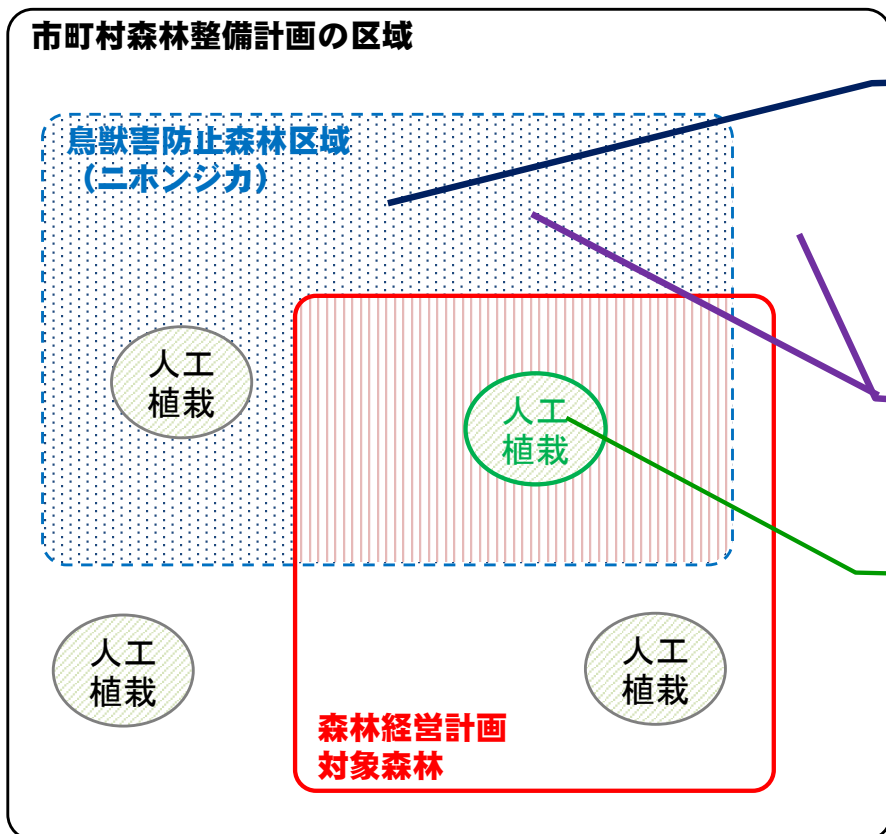
○ 近年、造林木に対するシカ等の食害が急増しており、樹木の枯死や下層植生の消失による裸地化等森林の公益的機能に大きな影響を与えるなど深刻化している状況。

○ このため、伐採後の適切な再造林と造林木の着実な成長を図る観点から、対策を行うべき区域を明確にした上で、当該区域において重点的に鳥獣害対策を行えるよう、平成28年の森林法改正において森林計画制度を見直し。



- 鳥獣害防止森林区域内の森林においては、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、鳥獣害対策（植栽木の保護措置又は鳥獣の捕獲等）を推進。
- 森林経営計画において、「森林経営計画に定められている造林方法が鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽をすることであるときは、鳥獣害の防止のための防護柵の設置、わなその他の方法による鳥獣害の原因となっている鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置を実施することとされていること」を認定要件（省令基準）とする。

イメージ図



市町村森林整備計画

（鳥獣害の防止に関する事項）

区域内においては、野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、以下の被害防止対策を単独で又は組み合わせて推進。対象鳥獣がニホンジカの場合は、特に人工植栽予定箇所を中心に対策を推進。

- 植栽木の保護措置
（防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリングの実施 等）
- 捕獲
（わな捕獲、銃器による捕獲 等）

（森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項）

上記以外の鳥獣害対策等を推進。

森林経営計画

（鳥獣害の防止の方法）

区域内の森林で人工植栽を計画する場合は、被害防止対策が必須。

認定基準（省令）

（鳥獣害の防止の方法に関する基準）

第三十九条の二 法第十一条第五項第六号の農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準は、森林経営計画に定められている造林方法が鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽をすることであるときは、鳥獣害の防止のための防護柵の設置、わなその他の方法による鳥獣害の原因となっている鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置を実施することとされていることとする。

4. 森林における鳥獣害対策(事業)

(1) シカ等による森林被害緊急対策事業

【令和5年度予算額 109 (136) 百万円】

<対策のポイント>

人工林周辺での効果的なシカ捕獲を推進するため、**林業関係者によるシカ捕獲効率の向上を図るとともに、都道府県による広域捕獲や新たな捕獲技術等の開発・実証**を行います。また、**国有林野内のシカ被害が深刻な奥地天然林**などにおいて**国土保全のためのシカ捕獲**を実施します。

あわせて、近年顕在化しつつある**ノウサギ食害の深刻化を防ぐための対策案**を作成します。

<事業目標>

鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合〔対前年度以上〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. シカ捕獲効率向上対策事業 16 (20) 百万円

- 林業関係者によるシカの捕獲効率向上のため、捕獲に必要な技能の導入等を支援するとともに、その成果について**ノウハウを整理し、横展開**を図ります。

〔シカ捕獲効率向上対策事業〕

- ▶ 新技術や狩猟熟練者の“勘どころ”技能の実践・技術導入の支援及びその成果の横展開を図ります。

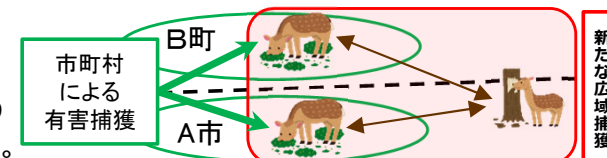


2. シカ広域捕獲支援事業 8 (12) 百万円

- 複数の市町村にまたがる森林域で行う被害予防のための**広域捕獲に必要な生息調査や捕獲戦術の策定**等を支援します。

〔シカ広域捕獲支援事業〕

- ▶ 被害予防のための広域捕獲に必要な、加害群の特定調査やシカ捕獲の専門家の派遣等に対して支援します。



3. シカ被害対策技術実証事業 12 (13) 百万円

- 効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効な**ICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証**を実施します。

〔シカ被害対策技術実証事業〕

- ▶ ドローンによる生息状況調査や映像の自動認識を活用したわななど、新技術の開発・実証を行います。

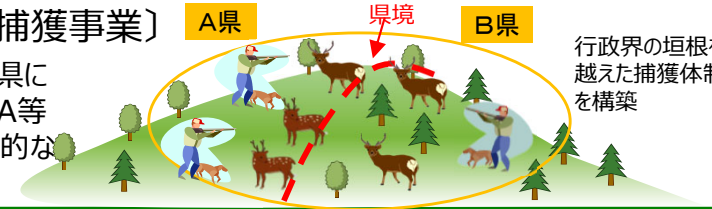


4. 国土保全のためのシカ捕獲事業 64 (80) 百万円

- 森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、**国有林野内の奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域において広域的かつ効果的なシカ捕獲**を実施します。

〔国土保全のためのシカ捕獲事業〕

- ▶ 奥地天然林や複数の都府県にまたがる国有林野で、LPWA等を活用した広域的かつ効果的なシカ捕獲を実施します。



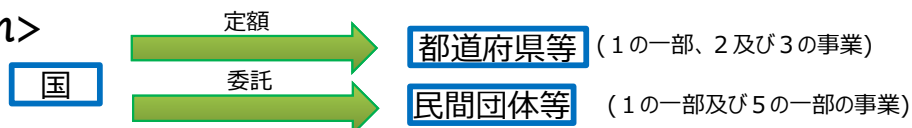
5. ノウサギ被害対策検討事業 9 (12) 百万円

- **ノウサギ食害の効果的・効率的な防護や捕獲等の対策案**を作成します。

〔ノウサギ被害対策検討事業〕

- ▶ 再造林に伴うノウサギ被害の増加を見据え、実践的な対策案を作成します。

<事業の流れ>



4及び5の一部は国有林による直轄事業

【お問い合わせ先】 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)
経営企画課 (03-6744-2321)

(2) 森林整備事業によるシカ被害対策

【令和5年度予算額:125,249(124,718)百万円】
【令和4年度補正予算額:43,900百万円】

森林整備事業では、以下のシカ被害対策への支援を実施。

- 森林所有者等が、シカによる食害防止のため、森林施業と一体的に実施する防護柵や獣害防止資材の設置、忌避剤の散布(鳥獣害防止森林区域においては、既設の鳥獣害防止施設の改良を支援)。
- 市町村等の公的主体が、シカの食害による被害森林で行う、エサにより誘引した上で実施するわなや銃による捕獲(誘引捕獲)等。



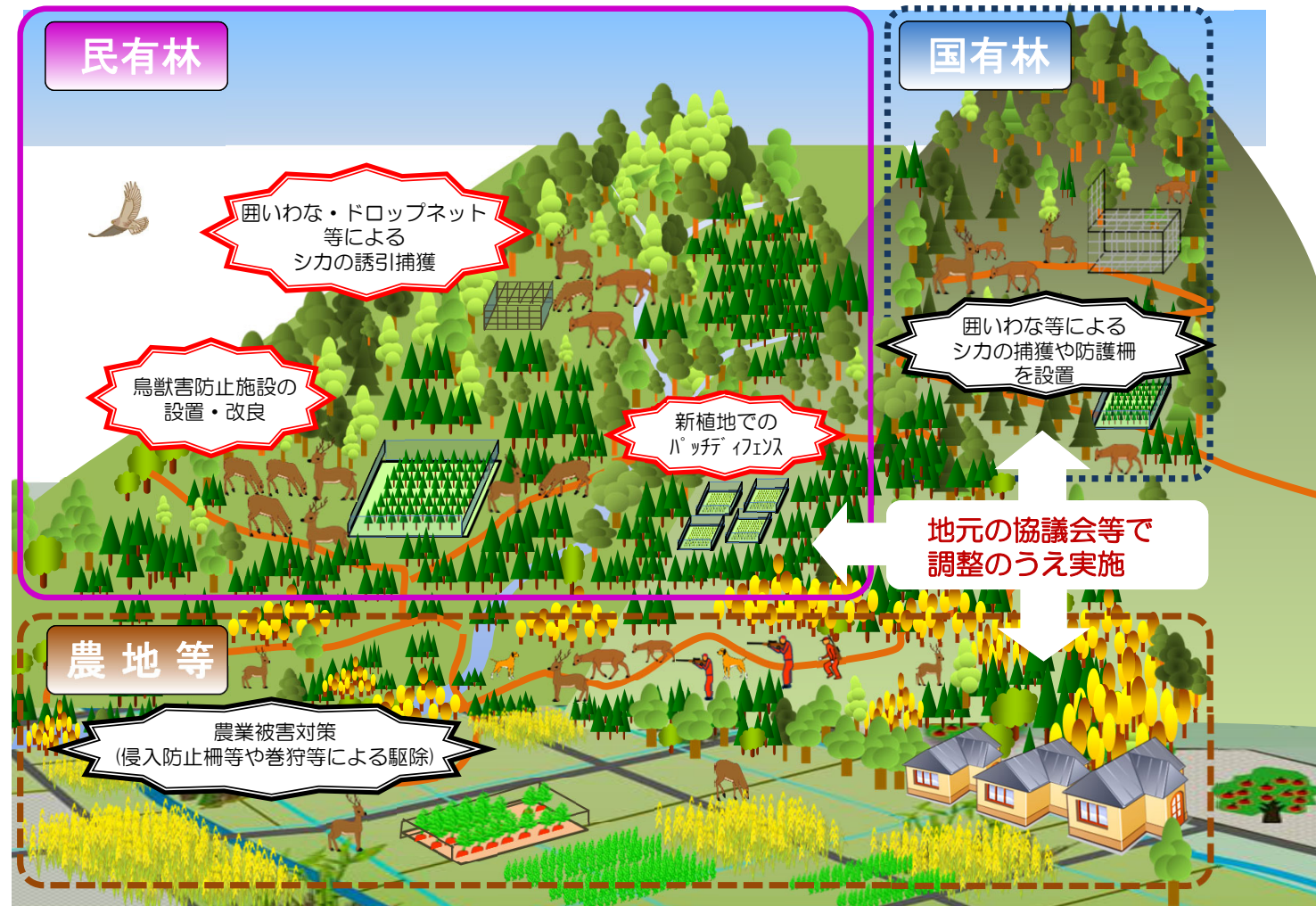
防護柵の整備



植栽木を保護する獣害防止資材



囲いわなによるシカの捕獲



(3) 鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算額 9,603 (10,003) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 3,700百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭 [令和5年度まで]）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

鳥獣被害防止総合対策交付金

9,603 (10,003) 百万円

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

- ① ICT活用の定着に向けた取組の推進
 データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



被害等の可視化、対策への活用

- ② 鳥類に対する総合的な対策の実施

地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援



鳥類の食害を受けたキャバツ

〔ジビエ利用拡大に向けた取組〕

- ① 広域搬入体制の全国展開
 【令和4年度補正予算】
 各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開



- ② 豚熱発生県における支援
 「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援



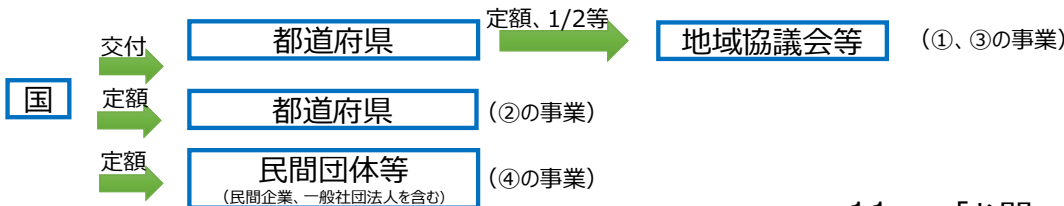
- ③ ジビエを扱う飲食店等の拡大
 【令和4年度補正予算】
 消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施



〔鳥獣被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

<事業の流れ>



(4) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和5年度予算概算決定額 7,225 (一) 百万円】
【令和4年度補正予算額 49,891百万円の内数】

<対策のポイント>

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等**や、**再造林の低コスト化に向けた取組への支援等**、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化**を支援するとともに、造林に係る新規参入者など**多様な担い手の育成**に対する支援を行います。さらに、**木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備**への支援等、需要拡大の取組を推進します。

2. 再造林低コスト化促進対策

林業の持続性を高める観点から、**一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林**や川上から川下まで一体となった**再造林**を推進します。さらに、成長に優れたエリートツリー等の**原種増産技術の開発**及び**種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産**に向けた施設整備等を推進します。

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針) の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再造林の推進によりグリーン成長を実現

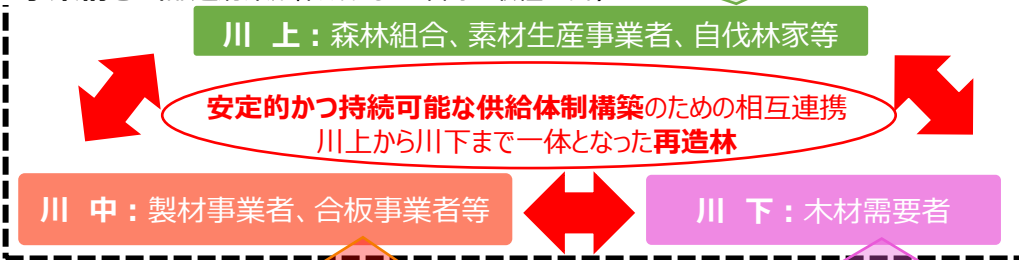
林業・木材産業生産基盤強化対策

間伐材生産 (搬出間伐の推進)、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、林業の多様な担い手の育成 (造林に係る新規参入や人材の確保・育成等への支援)、森林整備地域活動支援対策 (施業の集約化に向けた境界の明確化)、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策 (鳥獣害、病害虫対策等)

再造林低コスト化促進対策

低コスト再造林対策 (一貫作業等による低コスト造林の取組に対して支援)、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策 (指定採取源の拡大やエリートツリー等の原種増産技術の開発、採種園の整備等の取組を支援)

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



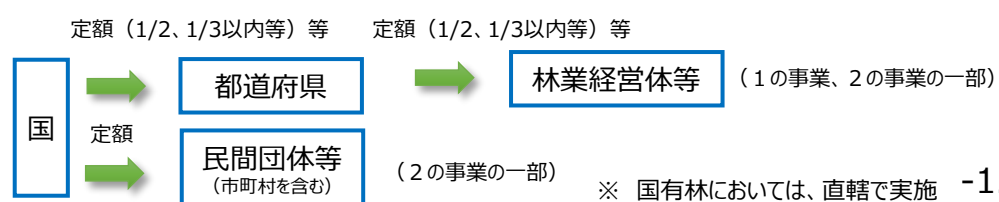
林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備
木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うため、大規模工場への支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送用トラックの導入等を支援

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備 (地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援)、特用林産振興施設等の整備 (地域経済で重要な役割を果たすきのこなど特用林産物の生産施設等の整備を支援)、木造公共建築物等の整備 (製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援 (建築物木材利用促進協定締結者を優先的に支援))

<事業の流れ>



(5) 森林・山村地域振興対策のうち 森林・山村多面的機能発揮対策

【令和5年度予算額 1,020 (1,363) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

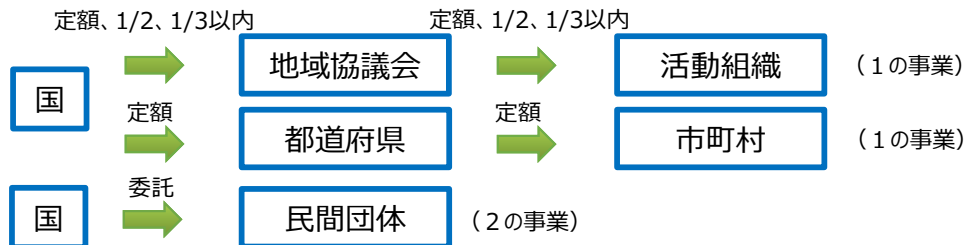
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,009 (1,349) 百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）**を支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11 (14) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 <p>里山林の機能を維持するための活動 最大12万円/ha</p>	 <p>侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha</p>
 <p>しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha</p>	

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー
<ul style="list-style-type: none"> ・路網の補修・機能強化等 ・関係人口の創出・維持等の活動 ・機材及び資材の整備

地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

(6) 鳥獣被害防止総合対策

【令和5年度補正予算額 5,000百万円】

<対策のポイント>

生産基盤の維持・強化や農山漁村環境の改善を図るため、シカの生息密度を大きく低減させるための集中捕獲を進めるとともに、生息域の拡大等に対応した広域的な侵入防止柵の整備に加え、こうした取組に資するジビエ利活用を含めた情報発信の取組を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭 [令和10年度まで]）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 4,900百万円

① シカの集中捕獲に対する支援

シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援します。

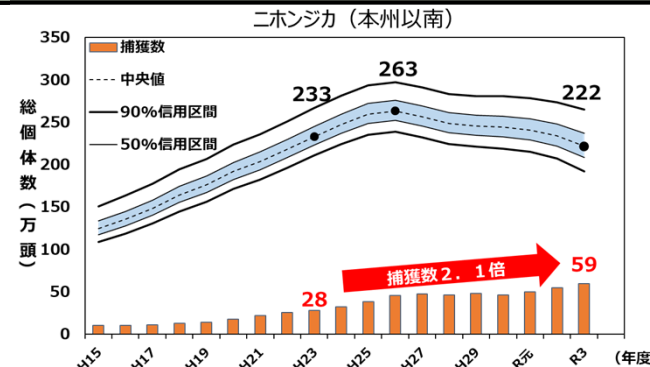
② 広域柵の整備に対する支援

シカ等の生息域の拡大など周辺環境の変化等に対応するよう、柵の未整備地域等に対し広域的な侵入防止柵の整備を支援します。

③ 鳥獣被害対策等の情報発信に対する支援

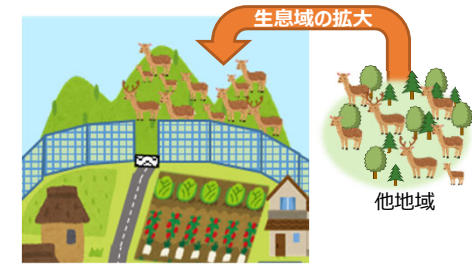
ジビエ利活用を含め上記取組の理解醸成を図るための情報発信の取組を支援します。

① シカの集中捕獲に対する支援



- ・シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急に生息頭数を大きく減少させる必要
- ・生息状況調査や効果的な捕獲鳥獣の処理等総合的な取組を支援

② 広域柵の整備に対する支援

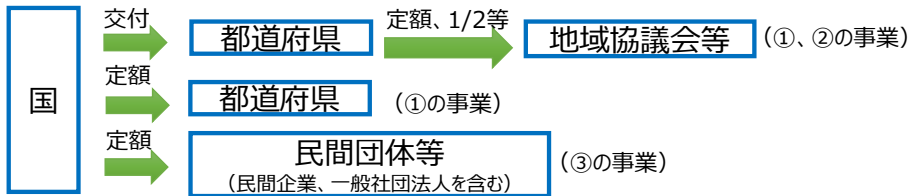


- ・侵入防止柵の未整備地域等を対象に鳥獣の生息域の拡大を踏まえ、広域的な侵入防止柵の整備等を支援

③ 鳥獣対策等の情報発信に対する支援

鳥獣被害、ジビエ利活用の現状や課題、対策を分かりやすく情報発信

<事業の流れ>



2. シカによる森林被害緊急対策 100百万円

シカの生息頭数が増えている地域等における集中捕獲に資するため、捕獲前の生息場所の確認や捕獲に必要な条件整備、国有林における捕獲等を実施します。

<事業の流れ> ※国有林においては直轄で実施



[お問い合わせ先]

- (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
- (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)



5 鳥獣害対策の技術開発の現状

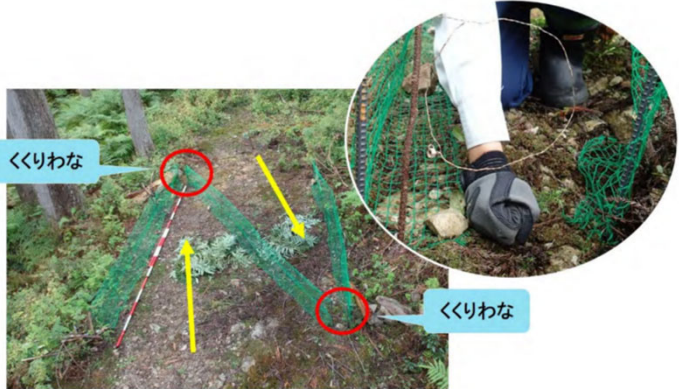
○ 国や地方公共団体の試験研究機関、森林組合、民間企業等により、様々な鳥獣対策技術を開発。



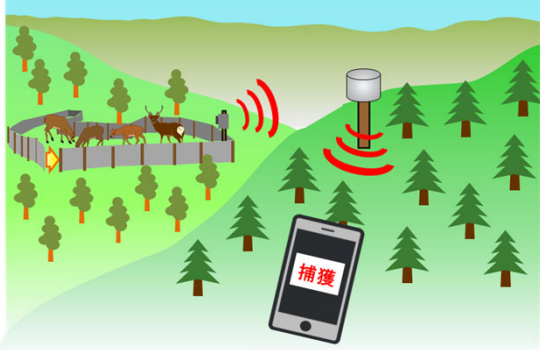
○ ICTを活用したわな捕獲
わなにカメラを設置し、無線電波により映像を確認しながら遠隔で罠を作動させて鳥獣を捕獲できるシステム。



○ 小林式誘引捕獲法
くくりわなの周りを石等で囲い、周囲にドーナツ状にエサを撒き、わなの中心に足を置くよう誘導する捕獲方法。



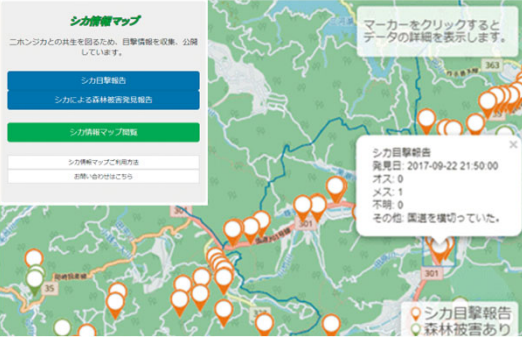
○ ノウサギN型誘引捕獲罠
ノウサギが狭いところを通りやすい習性を利用して、餌で誘引したノウサギを、くくりわなの取付位置(N型罠の狭窄部分)へ誘導し捕獲。



○ LPWAによる山間部での無線通信
低消費電力で長距離の通信ができる無線通信技術(LPWA)による中継基地を使用した、通信環境の悪い山間部での無線通信手法。



○ 小型囲いわな(こじゃんと1号)
安価で、組立・運搬が容易な囲いわな。軽トラックで運搬可能。天井部が解放されているため、クマの錯誤捕獲を防止。



○ シカ情報マップ
スマートフォン等により、関係職員や市民がシカを目撃した際の日時や位置、雌雄別等の情報を入力し、誰でも閲覧できるシステム。


6 国有林野における鳥獣害対策

地域との連携によるシカ被害対策


○ 国有林野におけるシカによる森林被害対策として、①地域との連携によるシカ被害対策の推進、②モニタリングによる生息状況や被害状況等の調査、③捕獲等による被害防止対策を推進。

① 地域との連携によるシカ被害対策の推進


地域の関係行政機関や学識経験者、NPO等と連携し、効率的・効果的なシカ被害対策の検討、国有林・民有林が一体となった広域的な捕獲の実施。



地域の関係行政機関との協議会




地域関係者との現地検討会の実施



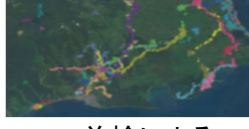
シカ被害対策実施状況等の発表

② モニタリングによる生息状況や被害状況等の調査

被害防止対策を効果的に実施するための、GPS首輪による行動追跡調査や自動撮影カメラ、ライトセンサ、足跡・糞・食害痕によるシカの出没状況等の調査、植生の被害状況調査を実施。



GPS首輪による行動追跡調査



シカ影響調査簡易チェックシート

③ 捕獲等による被害防止対策

生息状況等のモニタリング調査結果に基づき、職員や委託事業による捕獲を実施しているほか、地元市町村、猟友会等との協定に基づくわなの貸出により、国有林野内で猟友会等が捕獲を実施。森林管理署においては、「ICT捕獲通知システム」の導入、治山事業等の請負事業者がわなを見回る「ついで捕獲、ついで見回り・通報」により、捕獲作業の効率化、見回り経費の削減を図るなど、捕獲技術の向上とコスト削減に取り組んでいる。



ICT捕獲通知システム



ICT技術を活用した簡易囲いわな



治山工事箇所周辺のワナ設置区域



改良型わな(小林式誘引捕獲法)の普及展開



地元市町村等と森林管理署の捕獲等に関する協定締結

☆ シカによる森林被害が発生している地域において、積極的な捕獲等の実施により、森林被害を軽減
 ☆ シカによる森林被害の軽減を図ることにより、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくことに貢献